

福井市監査告示第16号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第7項の規定並びに福井市監査基準に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年6月26日

福井市監査委員	浅	野	信	也
福井市監査委員	堀	田	宏	憲
福井市監査委員	津	田	か	おり
福井市監査委員	漆	崎		與

1 監査の種類

財政援助団体等監査

2 監査の対象

- (1) 令和4年度及び5年度（12月末まで）の次の指定管理業務に係る事務事業

指定管理者：株式会社 法美社

公の施設：福井市聖苑

所管課：福祉健康部 保健衛生局 保健総務課

- (2) 令和4年度及び5年度（12月末まで）の次の指定管理業務に係る事務事業

指定管理者：福井和泉リゾート 株式会社

公の施設：福井市ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場

所管課：商工労働部 観光文化スポーツ局 観光振興課

3 監査の着眼点

- (1) 所管課関係

指定管理業務の実施状況を把握し、指定管理者に対する指導、監督が適正に行われているか。

(2) 指定管理者関係

ア 収支手続、事務手続が適正に執行され、その確認体制は確立されているか。

イ 指定管理業務が計画に従って実施され、成果を挙げているか。

4 監査の実施内容

指定管理業務の会計帳簿及び関係書類を調査するとともに、指定管理者並びに所管課からの説明聴取及び現地調査を実施した。

5 監査の期間

令和6年3月1日から同年6月17日まで

6 監査の結果

(1) 株式会社 法美社

監査の結果、監査の対象とした事務事業については、おおむね適正と認めた。

(2) 福井和泉リゾート 株式会社

監査の対象とした事務事業については、おおむね適正と認めた。

ただし、指摘事項として掲げた事項については、速やかに是正措置をとられたい。

(指摘事項)

ガラガラ山キャンプ場のログキャビン利用者にかかる入湯税について、福井市市税賦課徴収条例第140条第1号において、年齢12歳未満の者に対しては入湯税を課さないとしているが、指定管理者は年齢を基準とせず、中学生以上の者に対して入湯税を課していた。これにより、本来入湯税を徴すべきである12歳に到達した者から徴していなかった。

市は、課税主体として、そのような誤りを他浴場に対して指導す

べき立場にあるため、所管課は、指定管理者に対して適切に入湯税を徴し、市に納税するよう指導されたい。

（指摘事項）

ガラガラ山キャンプ場にかかるキャンセル料について、本来不課税であるところを指定管理者が誤って利用者から消費税を徴していたものが散見された。

また、新型コロナウイルス感染症を理由とする施設利用のキャンセルについて、市が指定管理者に対してキャンセル料を補填しているが、本来不課税であるところを、消費税を含めて交付していた。

所管課は、消費税に関する事務を適切に行うとともに、指定管理者に対して指導されたい。

（指摘事項）

福井市ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場の設置及び管理に関する条例第10条第2項において、ログキャビン等の利用料金は、条例の定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市の承認を得て決定することとなっている。しかし、指定管理者が食材を提供するプランにおけるログキャビンの利用料金については、条例施行規則第3条に規定された市の承認手続を得ずに指定管理者が独自に設定し、安価な利用料金を徴していた。

所管課は、指定管理者に対して市の承認手続を得た金額で利用料金を徴するよう指導されたい。